守口市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、 市民等の身体及び財産への被害並びに煙による迷惑の防止を図り、もって市 民等の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。 (定義)
- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこのうち、喫煙用に製造されたものをいう。
 - (2) 路上喫煙 路上において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。)をいう。
 - (3) 路上 市内の道路その他公共の用に供する場所をいう。
 - (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在(在学及び在勤を含む。)し、又は市内を通過する者をいう。
 - (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。 (市の責務)
- **第3条** 市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を 実施するものとする。

(市民等の青務)

- **第4条** 市民等は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように努めるとともに、市が行う路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)
- **第5条** 事業者は、その従業員に、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないよう啓発に努めるとともに、市が行う路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

- 第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に必要と認める区域を路上 喫煙禁止区域として、指定することができる。
- 2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示し、標識の設置又は標示 をしなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はそ の指定を解除することができる。
- 4 前項の規定による変更又は解除をしたときの手続は、第2項の規定を準用する。

(路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。 ただし、市長が指定した喫煙場所及び公共の用に供する場所を管理する権限 を有する者が設置し、又は設置を許可した吸い殻入れが設けられた場所にお いては、この限りでない。 (指導及び勧告)

- 第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、路上喫煙の中止その他 必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。 (過料)
- **第9条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、1,000円の過料を科すことができる。 (委任)
- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。